

●香川県監査委員公表第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年10月31日

香川県監査委員 三谷和夫
同 大西均
同 香川芳文
同 高城宗幸

- 1 監査対象部局 農政水産部
- 2 監査対象年度 平成28年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 現金を領収したときは、当該領収をした日に現金受払簿に登記する必要があった。（農業大学校）</p> <p>(イ) 代替証券を受領したにもかかわらず、証券受払簿への登記が漏れているものがあった。（農業大学校）</p> <p>(ウ) 県主催のイベントの参加会費について、私人である当該イベント開催業務受託者に収納をさせていた。（農業生産流通課）</p> <p>イ 支出について</p> <p>(ア) 機械製作業務委託契約書で契約日付の記載が漏れているものがあり、その執行伺書でも日付が記入されていなかった。（農業試験場）</p> <p>(イ) お茶の購入について、物品購入伺が作成されていなかった。（土地改良課）</p> <p>(ウ) 自家用車の公務使用について、あらかじめ旅行命令権者の承認を受けていないものや、承認を受けて出張をしているにもかかわらず旅費が支給されていないものがあ</p>	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 今後は現金領収日に直ちに受入額を現金受払簿に記入し、日付の不一致が起こらないようにする。また、自主検査時に確認するようにする。</p> <p>(イ) 記載忘れ分は直ちに追記し、今後は、為替証券の収納手続の調定時に、証券受払簿に記載されているか確認するようにする。</p> <p>(ウ) 今後、同様の業務を行う場合は、県が収納するようにする。</p> <p>イ 支出について</p> <p>(ア) 契約書の契約日の記載、所長押印その他の不備を修正した。今後適正な事務処理に努める。</p> <p>(イ) 今後は、会計規則及び関係通知に基づく適正な事務処理を徹底する。</p> <p>(ウ) 該当者に県外出張での駅までの「自家用車公務使用申請書」を提出させるとともに、県内出張を取りやめた該当者について提出されていた自家用車使用申請書を取</p>

	<p>った。(農業大校)</p> <p>(エ) 自家用車の公務使用について、あらかじめ旅行命令権者の承認を受けて出張しているにもかかわらず、旅費が支給されていないものがあった。(東部家畜保健衛生所)</p> <p>ウ 物品について</p> <p>(ア) 廃棄時に作成した廃棄農薬等一覧と毒物劇物管理簿の廃棄処分量が一致していなかった。(農業試験場)</p> <p>(イ) 軽貨物自動車について、12か月法定点検をしていないものがあった。(農業試験場)</p> <p>(ウ) 借り入れた物品について、借入品出納保管簿への登記をしていないものがあった。(東部家畜保健衛生所)</p>	<p>り下げさせた。今後、自家用車を使用する場合は、事前に自家用車公務使用申請書を提出させ、その後、適正に処理されているのか確認するようにする。</p> <p>(エ) 直ちに、旅費を支給した。今後は、支給漏れがないよう自家用車公務使用申請書と旅費入力の手チェックを行うことを徹底した。</p> <p>ウ 物品について</p> <p>(ア) 毒劇物については、「香川県農業試験場毒物劇物危害防止規程」に基づき管理、廃棄処分を行っているが、今後、廃棄時には、廃棄処分量を十分確認して、廃棄農薬等一覧と毒物劇物管理簿の廃棄処分量が一致するよう徹底する。</p> <p>(イ) 28年度中に2台とも法定点検を実施した。(満濃試験地は平成29年2月28日に、本場は平成29年3月1日に実施) 今後は、年度当初に点検予定表を作成し、適正に管理を行う。</p> <p>(ウ) 直ちに、借入品出納保管簿を作成登記した。今後は、借入れた場合には登記を行うよう徹底する。</p>
<p>検討指示事項</p>	<p>ア 契約について</p> <p>オリーブ牛及びオリーブ豚に係る販売促進強化対策事業について、業務内容が不明瞭なまま委託しており、実施方法の見直しを検討する必要がある。(畜産課)</p>	<p>ア 契約について</p> <p>実施方法の見直しを検討した結果、平成30年度の業務委託に当たっては、県が委託業務の内容を明確にし、詳細な仕様書を作成して、事業を実施することとする。</p>